

働き方改革から見る  
「ホワイト企業」への道



40

本年4月1日から「働き

方改革関連法」が順次施行

されます。働き方改革とは

「労働者がそれぞれの事情

に応じて多様な働き方を選

択できる社会を実現する改

革」と定義されています。

それは職場環境の改革であ

り、従業員の意識改革でも

あり、モチベーション向上によ

ることを目指しています。

そしてこれは「ホワイト

企業」への道にも通じること

です。改革推進のため、公

長時間労働の是正、多様で

柔軟な働き方の実現、公正

な待遇を確保するための措

置を講じる、となつており

法律の改正等がいわゆる改

革関連法になります。

社会問題化している「ブ

ラック企業」の対義語とし  
いわゆるワークライフバラ

て生まれた「ホワイト企業」という言葉は随分浸透してきました。厚生労働省における定義づけはそれぞれありませんが、一般的特徴として「ブラック企業」は、労働法令に違反し、長時間労働・賃金不払い残業、ハラスメントの常態化、採用・離職が繰り返され社員が「使い捨て」状態になつている企業と言えます（注1）。

その対極に位置するのが「ホワイト企業」です。その特徴として「労働法令を守っている」「福利厚生が充実している」「離職率が低い」「コンプライアンス意識が高く従業員を大切にする」等、労働環境が労働者に優しく働きやすい、いわゆるワークライフバラ

ンスが進んでいる企業といえます。皆さんを目指すべき企業像は明らかです。

今般の法改正は「ホワイ

ト企業」を目指す事業者に

は、労働環境（労働時間・

待遇等）を見直す良い機会

です。自社のみならず、取

引先との関係においても点

検・環境整備が求められて

います。しかしながら、全

ての環境を見直し、改善す

ることは困難です。そこで、

①会社での基本的ルールブ

ックである「就業規則」が

正しく整備・管理されてい

るかを点検し、法改正の内

容をきちんと反映させる。

②コンプライアンスが確実

になされているか、従業員

教育も含め徹底する、以上

のことからまず始めませんか。やるべき改善策が浮かび上がると思っています。



す。

現在全業種で人手不足とも言われている中、「ホワイト企業である」とアピ

ルすることが、採用する場合の重要なファクター（要因）になっています。本年

の法改正を「労働環境改

善」のチャンスと捉え「ホ

ワイト企業」を目指し、そ

して認められ飛躍の年にしたいものです。

認定）。この制度は平成27

年から始まり、労働関係法

令に則した働く人の安全や

健康を考え、働きやすい環

境づくりに取り組んでいる

企業を認定するもので、全

国で37社（平成30年5月現

在）が認定されています。

（注1）出典：厚生労働省「確

かめよう労働条件『ブラック

企業』ってどんな会社なの？

◆ ◆ ◆

当協会関係団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」では、法改

正に伴う就業規則改定等の社

会保険労務士対応業務を受け

付けています。ホワイト企

業への近道は、労働基準協会のセミナー等で最新の労働情報

を入手し、愛労コン等の専門

家を活用することです。お気軽

にご相談ください。

（☎052-961-0763）  
(ふく田社会保険労務士事務所所長・ホワイト企業推進会会員)

イラスト・伊藤栄章